令和７（２０２５）年度

熊野町まちづくり協働推進事業助成

募 集 要 項

**１　趣旨**

　　公益活動団体等が地域の課題解決等に向けて自主的に取り組む，熊野町内を対象とした「熊野町まちづくり協働推進事業」に対し，その事業に要する経費の全部又は一部を助成します。

**２　応募資格**

　　熊野町内に事務所及び活動場所を有する団体で，次の条件を満たしている団体に助成します。ただし，１団体につき，助成回数は５回までとする。

（１）公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む団体

（２）５人以上の会員で組織している団体

（３）宗教活動，政治活動，選挙活動を目的としていない団体

**３　助成対象事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 交付の対象となる事業 | 公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって，地域課題の解決，地域福祉の向上及び良好な地域コミュニティの形成が期待できる事業。 |
| 交付の対象外となる事業 | 上記の規定に関わらず，次に該当する事業は，交付対象外とする。（１）特定の個人や団体のみが利益を受ける事業（２）地区住民等の親睦会的な事業（３）他の補助金等を受けている事業 |
| 助成対象経費 | 助成の対象となる経費は，事業実施に当たり当該団体等が負担する経費とする。ただし，人件費，団体維持の運営経費，用地購入経費，慰労会経費等は除くものとする。 |
| 助成金額 | ・助 成 率 10/10　（但し、予算の範囲内で、事業内容によって助成率減額あり）・助成金の上限額 １団体につき２0 万円 |

**４　助成対象事業を行う期間**

　　助成金の交付決定後，事業を開始し，令和８（２０２６）年３月末までに完了してください。

**５　助成対象事業の募集**

　　令和７（２０２５）年５月１日（木）～５月３０日（金）

* ６の提出書類を，熊野町役場生活環境課に提出してください。

**６　提出書類**

　（１）熊野町まちづくり協働推進事業助成 令和７（２０２５）年度申込書

　（２）団体の定款，規約又は会則（団体の設立年月日，目的，運営方法等が分かるもの）

　（３）助成対象事業の説明に必要な書類や，団体の活動状況が分かるもの

**７　選考**

　　熊野町まちづくり協働推進事業選考委員会が選考を行います。

　　応募団体多数の場合は，プレゼンテーションを行う場合があります。

**８　審査基準**

　１　公益性…地域の課題を解決しようとする公益性の高い事業。

　２　自立・継続性…助成期間終了後も，団体として自立し，継続的に活動できることが期待できる事業。

　３　協働性…専門性，創造性など団体の特性が活かされ，協働の成果が期待できる事業。

　４　具体・現実性…事業計画及び収支予算が具体的で，事業効果に現実性がある事業。

**９　問い合わせ及び書類提出先**

熊野町役場 住民生活部 生活環境課

〒７３１－４２９２

安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号

T E L　 ０８２－８２０－５６０６

F A X　 ０８２－８５４－８００９

Eメール **seikatsu@town.kumano.hiroshima.jp**